

飯能市と社団法人飯能青年会議所との連携に関する基本協定書

平成25年11月 8日

飯能市（以下「甲」という。）及び社団法人飯能青年会議所（以下「乙」という。）は、地方自治体としての役割と青年会議所の基本理念、基本方針を互いに尊重した上で協力、連携を図るために、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、まちづくりの各分野で協力し、賑わいと活力のあるまちづくりを推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲又は乙が主催する事業への相互協力
- (2) 青少年健全育成
- (3) 人材育成
- (4) 地域経済振興
- (5) その他、甲及び乙が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 協力の内容、方法等については甲及び乙で協議し、具体的な事業を行う場合は、必要に応じて、別に覚書を締結し実施するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月末日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し入れがない時には、更に5年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めることとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各々その1通を保有するものとする。

飯能市大字双柳1番地の1

甲 飯能市

飯能市長

大久保 勝



飯能市本町1番7号

乙 社団法人飯能青年会議所

理事長

島田 雅章

